

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

建設工事請負契約契約約款等の改正について

旭川市建設工事請負契約約款、旭川市調査、測量業務委託契約約款、旭川市土木設計業務委託契約約款、旭川市建築設計業務委託契約約款A及び旭川市建築設計業務委託契約約款Bを改正し、平成31年4月8日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する建設工事及び工事に係る業務委託の契約から適用しますのでお知らせします。

1 改正の内容

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過的な取扱いについて適切に対応するため、平成31年4月8日から平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに契約し、施行日以降に引渡し予定の建設工事及び工事に係る業務委託に適用する、前金払、部分払についての追加条項を定めました。

また、上記の期間に契約し施行日以降に引渡し予定（工期の変更により施行日以降に引渡しとなるものも含む。）の建設工事に適用する、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更についての追加条項を定めました。

(1) 旭川市建設工事請負契約約款

- ア 債務負担行為追加条項がある場合 第58条、第59条、第60条を追加する。
- イ ア以外の場合 第55条、第56条、第57条を追加する。
- ウ 平成31年9月30日までに引渡し予定で、工期の変更により平成31年10月1日以降に引渡しとなった場合  
消費税及び地方消費税の税率改正に係る賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特則を追加する。

(2) 旭川市調査、測量業務委託契約約款

- ア 債務負担行為追加条項がある場合 第53条、第54条を追加する。
- イ ア以外の場合 第50条、第51条を追加する。

(3) 旭川市土木設計業務委託契約約款

- ア 債務負担行為追加条項がある場合 第52条、第53条を追加する。
- イ ア以外の場合 第49条、第50条を追加する。

(4) 旭川市建築設計業務委託契約約款A

- ア 債務負担行為追加条項がある場合 第54条、第55条を追加する。
- イ ア以外の場合 第51条、第52条を追加する。

(5) 旭川市建築設計業務委託契約約款B

- ア 債務負担行為追加条項がある場合 第53条、第54条を追加する。
- イ ア以外の場合 第50条、第51条を追加する。

2 読替え後の契約約款

改正後（旭川市建設工事請負契約約款） （債務負担行為追加条項がある場合）	改正前（旭川市建設工事請負契約約款）
<p><b>第58条第1項の特則による読替え</b> （前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 乙は、保証事業会社と、<u>平成31年度末</u>を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の4以内</u>の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、<u>平成31年度末</u>を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の2以内</u>の前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、<u>平成31年度の出来高予定額が著しく増額された場合</u>においては、その増額後の<u>平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の4</u>に相当する額（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6に相当する額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 乙は、<u>平成31年度の出来高予定額が著しく減額された場合</u>において、受領済みの前払金額が減額後の<u>平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の5</u>（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、<u>平成31年度の出来高予定額が減額された日の翌日から起算して30日以内</u>にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、<u>平成31年度の出来高予定額が減額された日の翌日から起算して30日以内</u>に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>8 （略） （保証契約の変更）</p> <p>第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前</p>	<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第34条 乙は、保証事業会社と、<u>契約書記載の工事完成の時期</u>を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額の10分の4以内</u>の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、<u>契約書記載の工事完成の時期</u>を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額の10分の2以内</u>の前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、<u>請負代金額が著しく増額された場合</u>においては、その増額後の<u>請負代金額の10分の4</u>に相当する額（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6に相当する額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 乙は、<u>請負代金額が著しく減額された場合</u>において、受領済みの前払金額が減額後の<u>請負代金額の10分の5</u>（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、<u>請負代金額が減額された日の翌日から起算して30日以内</u>にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、<u>請負代金額が減額された日の翌日から起算して30日以内</u>に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>8 （略） （保証契約の変更）</p> <p>第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前</p>

払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、平成31年度の出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### 第58条第2項の特則による読替え

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第56条 (略)

2 第58条第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第58条第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3～5 (略)

#### 第59条の特則による読替え

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第57条 (略)

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。  
※部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 (平成31年度の請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)  
 $\times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額 (平成31年度の請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$

#### 第60条の特則による読替え

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日の翌日から起算して12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号) による改正後の消費税法 (昭和63年法律第108号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成24年度法律第69号) による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。) を基礎として算出した変

払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第56条 (略)

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3～5 (略)

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第57条 (略)

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。  
※部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - { 請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) } × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日の翌日から起算して12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

<p>動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p>	
<p>改正後 (旭川市建設工事請負契約約款)</p>	<p>改正前 (旭川市建設工事請負契約約款)</p>
<p><b>第55条の特則による読替え</b> (前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>10分の4に相当する額(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6に相当する額)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7～8 (略)</p> <p><b>第56条第1項の特則による読替え</b> (部分払)</p> <p>第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額の10分の4以内の前払金の支払</u>を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>請負代金額の10分の2以内の前払金の支払</u>を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>請負代金額の10分の4に相当する額(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6に相当する額)</u>から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)</u>を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(部分払)</p> <p>第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設</p>

計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。以下「出来形部分等」という。)に相応する  
請負代金相当額(施行日の前日までに行う第37条第  
5項の規定による部分払の請求にあっては、当該請  
負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)  
の10分の9以内の額について、次項から第7項まで  
に定めるところにより部分払を請求することができ  
る。ただし、この請求は、工期中〇回を超えること  
ができない。

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場  
合において第1項の請負代金相当額(施行日の前日  
までに行う第37条第5項の規定による部分払の請求  
にあっては、当該請負代金相当額に110分の2を乗  
じて得た額を除く。)は、甲乙協議して定める。た  
だし、甲が前項の請求を受けた日の翌日から起算し  
て10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、  
乙に通知する。

部分払いの額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額(施行日の  
前日までに行う第37条第5項の規定による部分払い  
の請求にあっては、当該請負代金額に110分の2を  
乗じて得た額を除く。)×(9/10-前払金額/請  
負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得  
た額を除く。))

7～9 (略)

#### 第56条第2項の特則による読替え

(部分払)

第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工  
事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある  
工場製品(第13条第2項の規定により工事監督員の  
検査を要するもの)にあっては当該検査に合格したも  
の、工事監督員の検査を要しないもの)にあっては設  
計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。以下「出来形部分等」という。)に相応する  
請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負  
代金相当額を控除した額(施行日の前日までに行う  
第37条第5項の規定による部分払の請求にあっては、  
当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。)  
の10分の9以内の額について、次項から第7項まで  
に定めるところにより部分払を請求することができ  
る。ただし、この請求は、工期中〇回を超えること  
ができない。

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場  
合において第1項の請負代金相当額から既に部分払  
の対象となった請負代金相当額を控除した額(施行  
日の前日までに行う第37条第5項の規定による部分  
払の請求にあっては、当該控除後の額に110分の2  
を乗じて得た額を除く。)は、甲乙協議して定める。  
ただし、甲が前項の請求を受けた日の翌日から起算  
して10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、  
乙に通知する。

部分払いの額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額から既に部  
分払の対象となった請負代金相当額を控除した額(施  
行日の前日までに行う第37条第5項の規定による部  
分払の請求にあっては、当該控除後の額に110分の

計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。以下「出来形部分等」という。)に相応する  
請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項  
から第7項までに定めるところにより部分払を請求  
することができる。ただし、この請求は、工期中〇  
回を超えることができない。

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場  
合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議し  
て定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日の翌  
日から起算して10日以内に協議が整わない場合には、  
甲が定め、乙に通知する。

部分払いの額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額×(9/10  
-前払金額/請負代金額)

7～9 (略)

(部分払)

第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工  
事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある  
工場製品(第13条第2項の規定により工事監督員の  
検査を要するもの)にあっては当該検査に合格したも  
の、工事監督員の検査を要しないもの)にあっては設  
計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。以下「出来形部分等」という。)に相応する  
請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項  
から第7項までに定めるところにより部分払を請求  
することができる。ただし、この請求は、工期中〇  
回を超えることができない。

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場  
合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議し  
て定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日の翌  
日から起算して10日以内に協議が整わない場合には、  
甲が定め、乙に通知する。

部分払いの額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額×(9/10  
-前払金額/請負代金額)

2を乗じて得た額を除く。) × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額 (当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。))

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

8～9 (略)

#### 第57条の特則による読替え

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改正核を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号) による改正後の消費税法 (昭和63年法律第108号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成24年度法律第69号) による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)を基礎として算出した変動前残工事代金額にを基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

8～9 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

改正後 (旭川市建設工事請負契約約款)

(平成31年9月30日までに引渡し予定で、工期の変更により平成31年10月1日以降に引渡しとなった場合)

改正前 (旭川市建設工事請負契約約款)

#### 特則による読替え

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改正核を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号) による改正後の消費税法 (昭和63年法律第108号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成24年度法律第69号) による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)を基礎として算出した変

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

<p>動前残工事代金額にを基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p>	
<p>改正後 (旭川市調査, 測量業務委託契約約款) (債務負担行為追加条項がある場合)</p>	<p>改正前 (旭川市調査, 測量業務委託契約約款)</p>
<p><b>第53条第1項の特則による読替え</b> (前金払)</p> <p>第33条 乙は、保証事業会社と、<u>平成31年度末</u>を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>平成31年度の履行高予定額(当該履行高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、平成31年度の履行高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>平成31年度の履行高予定額(当該履行高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の3に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、<u>平成31年度の履行高予定額</u>が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>平成31年度の履行高予定額(当該履行高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の4に相当する額を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、<u>平成31年度の履行高予定額</u>が減額された日の翌日から起算して30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>6 (略) (保証契約の変更)</p> <p>第34条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める場合のほか、<u>平成31年度の履行高予定額</u>が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。</p> <p>3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p>	<p>(前金払)</p> <p>第33条 乙は、保証事業会社と、<u>契約書記載の業務完了の時期</u>を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>業務委託料の10分の3以内</u>の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、<u>業務委託料</u>が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>業務委託料の10分の3</u>に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、<u>業務委託料</u>が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>業務委託料の10分の4</u>に相当する額を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、<u>業務委託料</u>が減額された日の翌日から起算して30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>6 (略) (保証契約の変更)</p> <p>第34条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める場合のほか、<u>業務委託料</u>が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。</p> <p>3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p>

<p>(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)</p> <p><b>第53条第2項の特則による読替え</b></p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 第53条第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、<u>第53条第1項の規定による読替え後の第33条第1項の規定にかかわらず</u>、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><b>第54条の特則による読み替え</b></p> <p>(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第34条の2の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>部分払金の額 ≤ <u>業務委託料相当額 (平成31年度における業務委託料相当額 (平成31年度における業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)) × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {業務委託料相当額 (平成31年度における業務委託料相当額 (平成31年度における業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)) - (前年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)}</u> × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額</p>	<p>(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、<u>前項の規定による読替え後の第33条第1項の規定にかかわらず</u>、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第34条の2の規定にかかわらず、次の式により算定する。</p> <p>部分払金の額 ≤ <u>業務委託料相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {業務委託料相当額 - (前年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)}</u> × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額</p>
<p>改正後 (旭川市調査, 測量業務委託契約約款)</p>	<p>改正前 (旭川市調査, 測量業務委託契約約款)</p>
<p><b>第50条の特則による読み替え</b></p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証 期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律 第2条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の3以内の前払金の支払を甲に 請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の3に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。)</u>の10分の4に相当する額を超えるときは、乙は、業</p>	<p>(前金払)</p> <p>第33条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、<u>業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。</u></p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の<u>業務委託料の10分の3に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。</u>この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の<u>業務委託料の10分の4に相当する額を超えるときは</u>、乙は、業務委託料が減額された日の翌日から起算して30日以内に</p>

務委託料が減額された日の翌日から起算して30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5～6 (略)

(部分払)

#### 第51条第1項の特則による読み替え

第35条の2 乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額（施行日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。

2～4 (略)

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額（施行日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額（施行日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。） × (9/10 - 前払金額 / 業務委託料 (当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。))

6～9 (略)

#### 第51条第2項条の特則による読み替え

(部分払)

第35条の2 乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えることができない。

2～4 (略)

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、

その超過額を返還しなければならない。

5～6 (略)

(部分払)

第35条の2 乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えることができない。

2～4 (略)

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託料相当額 × (9/10 - 前払金額 / 業務委託料)

6～9 (略)

(部分払)

第35条の2 乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えることができない。

2～4 (略)

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（施工日の前日までに行う第35条の2第6項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。） $\times$ （9/10 - 前払金額/業務委託料）

6 （略）

7 前項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

8～9 （略）

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$ （9/10 - 前払金額/業務委託料）

6 （略）

7 前項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

8～9 （略）

※ 「旭川市土木設計業務委託契約約款」、「旭川市建築設計業務委託契約約款A」、「旭川市建築設計業務委託契約約款B」の約款についても、「旭川市調査、測量業務委託契約約款」と同様の内容で改正しました。